

平成16年7月23日

関係各位

会社名 高千穂交易株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山村秀彦  
(コード番号 2676 東証第2部)  
問合せ先 常務取締役経営システム本部長  
赤堀寛人  
電話 03-3355-1111

## ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、平成16年7月23日開催の取締役会において、商法第280条ノ20、第280条ノ21及び定時株主総会の決議に基づき発行するストックオプション(新株予約権)の具体的内容を、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 49,000株を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

##### (2) 新株予約権の総数

49個を上限とする。

##### (3) 新株予約権の発行価額および発行日

無償で発行するものとし、発行日は平成16年8月16日とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

平成16年8月13日に確定する。

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込金額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格(以下、「最終価格」という。)の平均値(最終価格のない日を除く。)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)または発行日の前日の最終価格(当日に最終価格のない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)のいずれか高い金額とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成18年7月1日から平成21年6月30日まで

(6) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

( 7 ) 新株予約権の消却事由

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

( 8 ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

( 9 ) 新株予約権の行使により普通株式を発行または移転される普通株式の総額

平成 1 6 年 8 月 1 3 日に確定する。

( 10 ) 新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の発行価額中資本に組入れる額

平成 1 6 年 8 月 1 3 日に確定する。

( 11 ) 申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社取締役 2 名並びに当社使用人 1 6 名並びに当社子会社取締役 1 名に割り当てる。

2 . 新株予約権割当の要領

新株予約権の割当に際して、新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付する「新株予約権割当契約」を当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結するものとする。

( ご参考 )

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| 1 . 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 1 6 年 5 月 7 日   |
| 2 . 定時株主総会の決議日          | 平成 1 6 年 6 月 2 5 日 |

以 上